学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。受診して「学校において予防すべき感染症」と診断された場合には、速やかに学校までご連絡ください。

また、医師より登校が許可された際には、下記の「出席停止届け」に保護者の方が必要事項を記入して担任へご提出ください。

<u>※医療機関の受診がわかる書類(領収書のコピー、医療機関からの薬の説明書き等)を一緒に提出</u> してください。

出席停止届け						Г		
ДДЛІТІ ЖАДІТУ							担任	教務
東京都立農芸高校等学校	長殿							
定時制 年 7	番 生	徒氏名						
出席停止期間	月	日	(	)	から	月	日(	)
診断名								
受診した医療機関名								
医療機関電話番号								
上記医療機関を受診し、	月	日より登	校して。	よいと	医師から言	言われまし;	た。	
年	月	日	保護	者氏名				

※教務担当者はこの用紙のコピーを保健室へ提出してください。

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18、19条)

分類	病気の種類	出席停止の期間			
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症 急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候 群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで			
第二種感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及 び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日 を経過するまで			
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適 正な抗菌性物質製剤による治療が終了する まで			
	麻疹	解熱後3日を経過するまで			
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで			
	風疹	発疹が消失するまで			
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで			
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで			
	結核	病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで			
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで			
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽 快した後1日を経過するまで			
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで			
第三種感染症	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)				
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズ マ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停 止を要する場合など			

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例 アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)